

(駐車灯)

第39条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第37条の3の規定並びに細目告示第52条、第130条及び第208条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の前面及び後面の両側(カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。
- 二 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - イ 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあっては夜間前方150メートルの距離から、後面に備える駐車灯にあっては夜間後方150メートルの距離から、両側面に備える駐車灯にあっては夜間前方150メートルの距離及び後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - ロ 駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯<sup>と</sup>にあつては、橙色であつてもよい。
  - ハ 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
  - ニ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向前方45度の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向後方45度の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 三 駐車灯は、前号(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、同号ハ及びニに係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号ハ及びニの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - イ 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内(被牽引自動車<sup>けん</sup>にあっては、150ミリメートル以内)となるように

- 取り付けられていること。
- ロ 前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。
- ハ 後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ6メートル以上又は幅2メートル以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。
- ニ 前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- ホ 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条 項
一 昭和44年9月30日以前に製作された自動車	第2号及び第3号 第2号ロ及び第3号 ロ(前面に備える駐車 灯に係る部分に限 る。)
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	

- 3 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、第1項第1号の規定にかかわらず、自動車の後面の両側に駐車灯を備えることができる。
- 4 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、第1項第2号の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。
- 一 前面に備える駐車灯は夜間前方150メートルの距離から、後面に備える駐車灯は夜間後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
- 二 前面に備える駐車灯については第32条第1項第2号ロの基準に、後面に備える駐車灯については第37条第1項第2号ロの基準に準じたものであること。
- 5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23の規定は、適用しない。
- 6 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添66 3.6の規定は、適用しない。
- 7 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第52条第1項、別添52 2.13.及び別添66 3.5の規定にかかわらず、道路運送車両の

保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第1217号)による正前の細目告示第52条第1項、別添52 2.13.及び別添66 3.5.の規定に適合するものであればよい。

- 8 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成21年国土交通省告示第771号)による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第37条の3第3項及び細目告示第52条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。10 保安基準第37条の3第3項及び細目告示第52条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第37条の3第3項及び細目告示第52条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 保安基準第37条の3が適用される自動車は、当分の間、細目告示第52条第1項及び別添52 4.14.2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第52条第1項及び別添52 4.14.2. の規定に適合するものであればよい。